

今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）（概要）

1 大気汚染の状況

（1）二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況

- ・測定局におけるNO₂及びSPMの環境基準達成率は、平成22年度も含め数年継続して90%を超えていることから、前回の総量削減基本方針に規定される「環境基準のおおむね達成」の目標は達成していると評価。
- ・しかし、NO₂については、非達成局が引き続き存在し、継続的・安定的に達成されているとは言い難い自排局も存在。また、SPMについても、達成率100%の翌年に100%を下回るなど、継続的・安定的な達成の判断には、引き続き達成状況の監視が必要。
- ・自動車からの排出量が絶対的に多いことに加えて、地形、道路構造、周囲の建築物等により局地的に汚染物質が滞留しやすくなっている等の地域特性が環境基準の達成に大きく影響している場合もあると考えられる。

（2）大気環境状況の将来予測

- ・環境省の予測評価では、測定局については、NO₂は平成27年度に5局、平成32年度に1局で非達成だが、SPMはいずれの年度も全局で達成と予測。
- ・また、平成32年度の道路沿道にかかる予測評価では、NO₂は約17万地点のうち135地点（約0.1%）で非達成、SPMは全地点で達成すると予測。

2 自動車排出ガス対策の実施状況と評価

（1）自動車NO_x・PM法の施行状況

- ・総量削減計画に定めるNO₂及びSPMの削減目標量は、8都府県合計で目標を達成。また車種規制により、対策地域内では自動車の排出基準適合率は着実に上昇。

（2）地方公共団体における取組

- ・流入車対策としての条例・要綱等による取組のほか、事業者に対し、エコドライブの実施や非適合車の不使用を要請するなどの取組を実施。

（3）自動車単体対策の進展

- ・新車に対する排出ガス規制を逐次強化しているほか、環境対応車についても順調な増加。

（4）自動車の利用に係る対策の進展

- ・エコドライブについては、コンテスト等への参加事業所数が増加。また、乗用車で、燃費計などのエコドライブツールを搭載する車種が急速に増加。
- ・グリーンITSの取組は、交通流の円滑化により、自動車排出ガスの低減にも有効。

（5）自動車排出ガス対策の全体的な評価

- ・自動車NO_x・PM法に基づく各種施策の実施により、NO₂及びSPMの総量の削減は進んでいるが、局地についてはその特性を踏まえた対策が重要。

3 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方

(1) 自動車NOx・PM法に基づく対策

- ・自動車NOx・PM法に基づく施策は全体的に機能しているといえ、現時点では、現行の自動車NOx・PM法を見直す必要はないと考えられるものの、局地対策として、引き続きNO₂及びSPMを削減するための対策を強力に推進していく必要。
- ・平成27年度の間接評価にあたり、総量削減基本方針の目標がどの程度達成されているのかを踏まえ、制度や運用の在り方を含めて検討する必要。

(2) 自動車NOx・PM法及び総量削減基本方針に定める施策の推進

局地汚染対策

- ・非達成局周辺のみでの対策では効果が限定的であることから、汚染の広がりや原因を十分考慮して、合理的な範囲の局地全体を網羅する対策とすることが重要。
- ・地形、道路構造、周囲の建築物等により局地的に汚染物質が滞留しやすくなっている局地については、当該箇所の再開発等が行われる際に、環境改善のための適切な対策が執られるよう、都市部局等とも十分に連携することが必要。
- ・関係者の自発的な協力を求める手法（NO₂が高濃度となる場合のエコドライブの実施や不要不急の自動車利用の自粛等の呼びかけなど）が重要な役割。
- ・ITS技術による道路交通情報の共有を通じた関係者の協力促進には様々な可能性があり、効果的な情報発信の手法等について、更に検討する必要。
- ・交通流の迂回等による他の地区の大気環境への影響に留意しつつ、局地汚染対策が必要な地域の環境改善につながるロードプライシングの可能性やその効果的な在り方について、十分に研究する必要。

流入車対策

- ・発着地である対策地域内の荷主の協力等を通じて、非適合車の不使用等に一定の成果が得られていることを踏まえて、こうした取組を促進するような対策が重要。

対策地域全般に係る対策

- ・ポスト新長期規制適合車や環境対応車の一層の普及を促進する支援措置が必要。
- ・運送事業者によるエコドライブ等の取組や、サプライチェーン全体としてのモーダルシフト、共同輸配送等の物流の効率化等の取組を奨励し、拡げていくことが重要。
- ・エコドライブについては、コンテスト等により事業者の自発的な取組を継続的に実施・発展させることが重要。また、運送事業者以外の民間企業・団体や一般ドライバー等に対してエコドライブの普及を図るための取組も必要。

その他

- ・今後は、局地の特性に応じた実効性の高い対策を講ずるべきであり、局地汚染の状況・要因の解析等、関連する調査の充実を図ることが必要。

(3) 新しい地域パートナーシップによる取組の推進

- ・局地対策にあたっては、住民や荷主等、直接的には規制されていない主体による取組が重要であることから、大気汚染の状況に関する情報提供等を通じ、各主体の問題意識を高め、自発的な協力を求めることが重要。
- ・また、局地対策においては、地域特性の影響も指摘されていることから、都市部局等の多様な関係者が協力して「まちづくり」を行っていくことが必要。

自動車排出ガス総合対策小委員会 委員名簿

委員長：	大聖 泰弘	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授
委員：	浅野 直人	福岡大学法学部教授
	泉 裕介	イオングローバルSCM(株) 管理部マネージャー
	遠藤 啓二	(社)東京都トラック協会環境部長
	太田 勝敏	東京大学名誉教授
	織 朱實	関東学院大学法学部教授
	佐藤 賢二 (吉田 美登利)	川崎市環境局環境対策部交通環境対策課長 第5回より佐藤委員と交代)
	中島 二三男 (小原 昌)	東京都環境局自動車公害対策部計画課長 第6回より中島委員と交代)
	宮本 千壽子	世田谷区野沢4丁目自治会副会長 (東京・上馬交差点付近)
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科准教授
	横田 久司	公益財団法人東京都環境公社 東京都環境科学研究所調査研究科主任研究員

(50音順、敬称略)

自動車排出ガス総合対策小委員会における 議論の経緯について

第1回(平成22年9月13日(月)10:00~12:00)

議事及び概要

- (1)自動車排出ガス総合対策小委員会の設置及び運営方針について
- (2)自動車排出ガス総合対策の経緯と現状について
NO_x及びSPMの大気環境基準をおおむね達成するとの目標は達成されているが、なお基準非達成の局所が残されており、引き続き局地汚染対策の推進が必要との認識が確認された。
- (3)今後の検討の進め方について
今後の検討の進め方について了承され、次回の小委員会では、局地汚染の現状と対策について、関係都府県からのヒアリングを実施することとされた。
- (4)その他

第2回(平成22年10月15日(金)15:00~17:30)

議事及び概要

- (1)前回小委員会における論点の整理について
- (2)自動車排出ガス総合対策に関するヒアリング
関係自治体より環境基準非達成の局所の状況、大気環境基準達成に向けた取組の実施状況、基本方針の変更に関する要望等に関して説明を行った。また、事業者における取組(イオングローバルSCM株式会社及び社団法人東京都トラック協会)について各委員から説明があり、質疑応答が行われた。
- (3)中間報告の取りまとめについて
事務局にて中間報告のたたき台を作成し、事前に各委員の意見を聴取した上で、次回小委員会にて中間報告のパブリックコメント案の審議を行うこととした。
- (4)その他

第3回(平成22年12月2日(木)16:00~18:00)

議事及び概要

- (1)今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(中間報告案)
中間報告案に対する意見を踏まえた具体的な修文については委員長に一任され、修文した中間報告案によりパブリックコメントを行うことが了承された。
- (2)今後の検討の進め方について
中間報告案について1月上旬までパブリックコメントを実施した上で、次回小委員会(1月18日)にて、中間報告の取りまとめを行うことが了承された。
- (3)その他

第4回(平成23年1月18日(火)15:00~17:30)

議事及び概要

(1) 「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(中間報告)案」に対するパブリックコメントの実施結果について

中間報告案に寄せられた意見の概要とそれに対する考え方の案について事務局より説明を行った後、その内容について審議し、当小委員会の考え方とすることが了承された。

(2) 「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(中間報告)」について

審議の結果を踏まえて修文したものを、当小委員会の中間報告とすることが了承された。

(3) その他

第 5 回(平成 24 年 3 月 6 日(火) 10:00~12:00)

議事及び概要

(1) 自動車排出ガス総合対策を巡る最近の動向

(2) 平成 22 年度大気汚染状況等について

(3) 平成 32 年度までに大気環境基準を確保するための大気汚染シミュレーション手法及びその結果について

シミュレーションの結果を踏まえ、今後の議論を進めていくとの認識が確認された。

(4) 今後の予定について

(5) その他

第 6 回(平成 24 年 9 月 18 日(火) 15:00~17:00)

議事及び概要

(1) 今後の自動車排出ガス総合対策について

「今後の自動車排出ガス総合対策について(答申案)」に対する意見を踏まえた具体的な修文については委員長に一任され、修文した答申案によりパブリックコメントを行うことが了承された。

(2) その他

第 7 回(平成 24 年 11 月 21 日(水) 14:00~16:00)

議事及び概要

(1) 今後の自動車排出ガス総合対策について

最終報告案に寄せられた意見の概要とそれに対する考え方の案について事務局より説明を行った後、その内容について審議し、当小委員会の考え方とすることが了承された。

また、最終報告案について審議の結果を踏まえて修文したものを、当小委員会の最終報告とすることが了承された。

(2) その他